

岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

道内の状況や昨今の社会情勢、市の財政事情等、総合的な観点から、農業委員会委員の定数を変更しようとするものであります。

第2 改正の内容

農業委員会委員の定数を、36人から33人に引き下げる。

第3 施行期日

公布の日

※ ただし、現行委員の任期満了日までの間は、従前の例により在任する。なお、現行委員の任期満了日は、令和8年7月19日である。

岩見沢市条例第63号

岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「36人」を「33人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例の規定は、施行日以後の委員の募集について適用し、施行日において現に在任する委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。